

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）	
要望項目名	関連銀行及び関連保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という）が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料には、地方消費税が課されている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>関連銀行等が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とする。</p>	
〔関係条文〕	〔消費税法第6条 別表第一、地方税法第72条の78〕	
減収見込額	<p>[初年度] ▲11,600 (-) [平年度] ▲11,600 (-)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p> <p style="text-align: right;">※ 消費税率は8%で算出</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>関連銀行等が銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、関連銀行等の追加的負担を軽減し、金融ユニバーサルサービスの安定的な確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵政民営化法等の一部改正等により、日本郵便株式会社にはいわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務が課され、関連銀行等との間で銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、銀行窓口業務・保険窓口業務を提供することが義務付けられた。</p> <p>一般的に銀行及び保険会社は、収益構造上、消費税が非課税とされている受取利息等や保険料が収益の大宗を占めているため、日本郵便株式会社に対して支払う窓口委託手数料などの物件費に課されている消費税の大部分について仕入税額控除が受け難く、また、金融サービスにおいては消費税を最終消費者に転嫁することができないため、構造的に消費税の影響を大きく受ける事業である。</p> <p>多くの金融機関は、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別にして、自ら利用者に金融サービスを提供しているため、窓口業務等に係る消費税は発生していない。したがって、関連銀行等においては、他の金融機関にはない追加的な負担が必然的に生じ、競争上、著しく不利となっている。</p> <p>金融ユニバーサルサービス確保のためには、関連銀行等の担い手が必要不可欠であるが、関連銀行等になることにより必然的に追加的な消費税負担が生じ、他の金融機関に比して競争上不利となる状況が継続することによって、金融ユニバーサルサービスの維持に支障が生じてはならない。</p> <p>加えて、消費税率の引き上げがなされれば、関連銀行等が追加で負担している消費税の負担は倍加し、その事業経営に与える影響はより耐え難いものとなる。</p> <p>このため、関連銀行等として銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に銀行窓口業務・保険窓口業務を委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とし、他の金融機関に比して追加的な負担と</p>	

	<p>なっている控除対象外の消費税負担を軽減することにより、安定的な金融ユニバーサルサービスの確保を図る。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 郵政行政 郵政民営化の確実な推進
	政策の達成目標	関連銀行等が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、安定的な金融ユニバーサルサービスを確保し、利用者の利便性の維持を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社である。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	関連銀行等の追加的負担を排除することにより、安定的な金融ユニバーサルサービスを確保し、利用者の利便性の維持を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	他の民間金融機関と異なり、関連銀行等は銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵便株式会社に業務委託することが義務付けられており、当該義務から必然的に発生する追加的負担である消費税を非課税とすることは妥当である。
ページ		—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成17年度税制改正要望より要望</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>